

2024年4月1日 特別高圧・高圧の電気標準約款等の変更に伴う見直し内容について

【電気標準約款【特別高圧】および電気標準約款【高圧】の見直し内容】

項目		見直し内容
I 総則	2 標準約款および実施要綱の変更	<ul style="list-style-type: none">以下のとおり電気標準約款等の変更理由を明確化いたします。 (変更前) 社会情勢の変化等合理的な理由により、この標準約款および実施要綱を変更する必要が生じた場合 (変更後) 社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この標準約款および実施要綱を変更する必要が生じた場合電気標準約款等の変更を行なう場合の契約締結前・締結後の書面交付について、電気事業法に基づく以下の内容を明記いたします。<ul style="list-style-type: none">① 変更内容等について、書面の交付に代えて電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等（以下「電磁的方法」といいます。）によりお知らせする場合があること② 変更とならない事項については、お知らせを省略する場合があること③ 軽微な変更の場合、締結前は電磁的方法、締結後は省略する場合があること
	6 需給契約の申込み	<ul style="list-style-type: none">新たに電気の需給契約を希望される場合にインターネットでのお申込みも可能なことから、以下のとおり規定を変更いたします。 (変更前) 当社所定の申込書等 (変更後) 当社所定の様式 ※以降、同様の記載箇所を上記のとおり修正。一定規模以上の系統蓄電池を用いた蓄電事業が、電気事業法上発電事業と位置付けられたため、発電設備について「発電設備等（発電設備および蓄電池をいいます。）」と規定いたします。
II 契約の申込み	7 需給契約の成立および契約期間	<ul style="list-style-type: none">契約期間について、以下のとおり変更いたします。 (変更前) 料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 (変更後) 料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。需給契約の契約更新を行なう場合の契約締結前・後の書面交付について、以下のとおり明記いたします。<ul style="list-style-type: none">① 新たな契約期間の契約内容等について、書面の交付に代えて電磁的方法によりお知らせする場合があること② 変更とならない事項については、お知らせを省略する場合があること
	1 この標準約款の実施期日	<ul style="list-style-type: none">実施期日を2024年4月1日といたします。
附則	2 この標準約款の実施にともなう契約期間の取扱い	<p>契約期間の取扱いについて以下のとおり規定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">2024年3月31日以前から当社と契約し供給を受けている場合の契約期間の終期は、「II 契約の申込み 7 需給契約の成立および契約期間」に規定の契約期間（以下、「本則に規定の契約期間」といいます。）にかかわらず、当該需給契約の契約締結の際に定めた契約期間満了の日といたします。なお、当該契約期間満了後に需給契約を継続する時の契約期間の終期は2025年3月31日とし、その後は本則に規定の契約期間といたします。
	2 燃料費等調整	<ul style="list-style-type: none">燃料費等調整額の算定における平均燃料価格、換算係数および基準単価を見直しいたします。
別表	2 燃料費等調整	<ul style="list-style-type: none">燃料費等調整額の算定における平均燃料価格、換算係数および基準単価を見直しいたします。

【電気供給実施要綱の見直し内容】

項 目		見直し内容
本則	料 金	<ul style="list-style-type: none">• 料金単価を変更いたします。
附則	1 実施期日	<ul style="list-style-type: none">• 実施期日を2024年4月1日に変更いたします。
	2 この実施要綱の実施にともなう切替措置	<ul style="list-style-type: none">• 高圧のお客さまについて、新たな料金率等は2024年4月の計量日以降に使用される電気に適用すること、計量日が毎月初日のお客さまについては2024年4月1日以降に使用される電気に適用することを規定いたします。
	3 料金についての特別措置	<ul style="list-style-type: none">• 電気供給実施要綱の実施日（2024年4月1日）時点で、変更前の電気供給実施要綱の附則2 料金についての特別措置（2）の適用を受けているお客さまの料金について特別措置を規定いたします。• また、上記の特別措置については、当該契約期間の終期を含む料金算定期間の終期までとする旨を規定いたします。

以上